

# 強化委員会規程

## 第1条 目的と委嘱

長野県のバドミントンの底上げと小学生の競技力アップを目的として小学生の強化を図るため専門委員会「強化委員会・強化委員」を長野県小学生バドミントン連盟「理事会」から委嘱する。

## 第2条 組織「強化委員会」

県下4地区から推薦を受けた4名の強化委員に運営を委ねる。但し、各地区からの推薦者が4名に満たない場合は、理事長が強化委員を推薦することとする。  
委員長は強化委員の推薦により「理事会」が委嘱する。

## 第3条 権限

本委員会は理事会より委嘱された事項を処理する。  
なお、施策実施にあたっては「理事会」と協議する。

## 第4条 委嘱事項

- (1) プレーヤーの育成と強化
- (2) その他強化に属する事項

## 第5条 任期

任期は4年とする。再任は妨げない。  
何らかの理由により欠員が生じる場合の補充委員の任期は前任者の在任期間とする。

## 附則

- (1) 本規程は、平成29年6月1日から施行する。
- (2) 本規程は、令和2年7月1日一部改正
- (3) 本規程は、令和4年4月1日一部改正